

みやき町監査委員告示4号

地方自治法第199条第5項の規定による随時監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告を公表する。

令和6年 5月23日

みやき町代表監査委員 最 所 一 志



令和6年度随時監査（屋外公共施設等）の結果報告書

(別紙)

## 随時監査（屋外公共施設等）の実施結果報告書

### 第1 監査の概要

#### 1 随時監査の実施事由

本町には行政庁舎や町立学校のほかに、様々な用途の公共施設がある。例年実施している定期監査では、これらの施設への立ち入り点検調査を合わせて行う暇がないため、屋内と屋外に分けて、それぞれ2年に1回、随時監査として行うものである。

#### 2 実施時期と対象施設名

(実施日)	(対象施設名)
5月14日	本分農園、北茂安運動場、北茂安テニスコート 北茂安ふれあい広場、中原テニスコート 中原公園、三根運動場、三根テニスコート
5月16日	高柳大塚古墳歴史公園、白坂公園 グリーンパーク香田、千栗土居公園

### 3 監査の着眼点

今回の監査は、屋外施設等が対象なので、以下のことに留意して調査点検等を行った。

- ア) 利用上、危険な箇所の有無
- イ) 受託者によるトイレ清掃や除草は適切に行われているか
- ウ) その他、管理運営上の懸案事項等の有無

なお、使用料徴収は、すべて券売機を介して行われているので、対象外とした。

## 第2 監査の結果

今回の随時監査は、2年前と同様、7か所の公園関係と5か所のスポーツ施設を対象として実施した。

まず、7か所の公園関係であるが、すべて地元やNPO団体に草刈りを含めて管理委託されており、概ね適切に維持管理されていると認められた。また、利用者等に危険な箇所も特になく、問題点等は見当たらなかった。

次に5か所のスポーツ施設である。内訳は、テニスコート3か所と2か所の運動場である。これらは、すべて旧町時代から多くの町民に利用されてきたものである。すべてにおいて、適切な管理運営がなされていると思われた。

今回の随時監査の結果は、以上のとおりで、特に問題視すべき点等は確認されなかった。